

木 曜 日

(1) 無効投票中、変体仮名で「ふりて」と記載した投票は、飯田稔の有効投票とすべきである。

(審査申立ての対象となる投票 1 に記載のもの。)

- (2) 無効投票中、よく判読すると「イイダ」と解読できる投票は、飯田稔の有効投票とすべきである。(審査申立ての対象となる投票 2 に記載のもの。)
- (3) 村野源治の有効投票中、「ノムラ」と記載された投票は、「候補者でない者の氏名を記載したもの」に該当し無効とすべきである。(審査申立ての対象となる投票 3 に記載のもの。)
- (4) 村野源治の有効投票中、他事記載と認められる投票が 4 票あり、いずれも無効とすべきである。(審査申立ての対象となる投票 4, 5, 6, 7 に記載のもの。)
- (5) 村野源治の有効投票中、「候補者の何人を記載したか確認し難い投票」と認められる投票が 1 票あり、無効とすべきである。(審査申立ての対象となる投票 8 に記載のもの。)
- (6) 村野源治の有効投票中、上記閲覧した 111 票以外の投票の中に、無効とされるべき 1 票がある。(審査申立ての対象となる投票 9 に記載のもの。)

以上により、得票数は飯田稔 2,892 票、村野源治 2,885 票となり、選挙会の決定は無効である。

2 その他の主張

- (1) 村委員会が、異議申出の審査のため実施した投票の点検は、開始当初、2 班で行っていたが、委員相互間で点検方法に異議が生じ、協議の結果、その途中で点検方法を変更し、全委員で点検を行うこととなった。その結果、飯田稔の投票については全委員によって点検を行ったが、村野源治の投票については一部、2 名の委員のみによる点検が行われたものであり、公平を欠くとともに適正な点検行為ではない。
- (2) 村委員会が、異議申出人に決定書を交付する以前に決定書の内容を、村野源治の運動員等、特定の選挙人に公開していることは、適正な委員会の行為ではない。
- (3) 村委員会が実施した投票点検の際、抽出しかつ複写した 111 票の投票を更に複写して、各委員がそれを所持し選挙人に公開表示した。その際、村野源治の得票に有利な説明を行い、かつ現在も継続中である。

上記(1)、(2)及び(3)の行為は、投票の秘密保持の規定に反するものであり、地方自治法第 151 条第 1 項の規定による措置を図られたい。

村 委 員 会 の 弁 明 の 要 旨

本件審査の申立てに対し、村委員会は要約すると次のとおり弁明した。

1 投票の効力について

- (1) 申立ての対象となる投票 1 については、申立人の主張するような投票は存在しない。
- (2) 申立ての対象となる投票 2 については、全て立会人の意見を聞き無効と決定したものであり、投票の記載状態からして申立人の主張は限度を超えた憶測としか考えられず、無効投票である。
- (3) 申立ての対象となる投票 3 については、過去の判例並びに公職選挙法の趣旨にてらし、しかも本件選挙が高い投票率であった状況等からみて、また、野村なるものは今回の選挙に立候補していないところから「村野」を「ノムラ」と文字を転倒して記載されたものであり、該候補者に投票する意思が書かれたものと認められ、村野源治の有効投票である。

(4) 申立ての対象となる投票4及び7については、候補者制度をとっている以上、投票の記載は通常いずれかの候補者に投票する意思をもってなされたものと考えなければならない。また、村野源治候補は3期連続12年の村長職にあり知名度があったことから、文字が拙劣不鮮明で誤字、脱字があってもそれが候補者中の特定人を指すものであることが認定される限り有効な投票とすべきであり、村野源治の有効投票である。

(5) 申立ての対象となる投票5、6並びに9については、全票点検したが、この投票は存在していない。

(6) 申立ての対象となる投票8については、一旦記載したのちこれを抹消して記載したものであり、上記(4)と同様の解釈により、村野源治の有効投票である。

2 その他の主張について

(1) 全投票を開披点検するには相当の時間が必要と考え、当初2班制で開始したところ、1班と2班の点検抽出方法に差が生じたため、相互に協議のうえ、以後の点検は4人の委員で実施したものであり、申立人がいう公平を欠いた点検ではない。

(2) 昭和62年2月28日の村委員会は、投票の点検と疑問票の抽出と、審査資料を得るため投票を複写したのみであり、何ら決定したものもないことから、決定書の交付以前に内容を公開することはあり得ない。

(3) 上記点検の際、複写した投票は、委員会の審査付属資料とすることは当然のことであり、決定書の交付以前に公開表示し、かつ現在も継続中というが根拠のないことである。

上記の理由により、本件審査の申立ては、棄却するとの裁決を求める。

反 論 の 要 旨

1 投票の効力について

(1) 申立ての対象となる投票3については、候補者の氏と全く関係のない村内居住者、野村市郎の氏を明瞭に記載した投票である。同人は、村農業協同組合理事であり、かつて村体育協会副会長及び体育指導員として10数年貢献しており、社会体育の発展に努める等、村内における知名度の高い人物である。

(2) 申立ての対象となる投票6及び8については、改ざんの疑いがあるので原票によって確認されたい。

2 その他の主張について

村委員会が投票の開披点検を行った翌昭和62年3月1日、委員会懇談会と称し全委員が会合し、当日は日曜日であったため収入役を登庁させ村役場出納室金庫に保管中の投票及び疑問票の複写したものを搬出するなど2～3回同金庫に出入りし、協議を行い実質的には異議申出の棄却を決定している。

その際、複写した投票を再度複写して、全委員が所持することとなり、選挙人に対する公開表示等を行っているものである。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立ての要件を審査した結果、適法なものと認められたので、これを受理し、村委員会から弁明書及び関係資料を、申立人からは反論書を徴したうえ、昭和62年4月22日桜川村役場において申立人らの参観のもとに村委員会が保管する投票の提示を求め、その梱包および封印に異状がないことを確認して、本件選挙の全投票について、職権により開披点検を行った。

その結果、村野源治の有効投票数2,892票、飯田稔の有効投票数2,890票並びに無効投票数とも選挙録記載のとおりであることを確認のうえ、投票の効力に疑義があり、申立人及び当選人の得票数に異動を生ずるおそれがあると考えられる投票として、別記1号～18号投票を摘出した。

また、昭和62年4月22日、村委員会関係者から事情聴取を行った。

ところで、本件審査申立ては、投票の効力に関するものであるが、およそ投票の効力の決定に当たって、立候補制度をとる現行法の下においては、選挙人は、候補者中の何人かに投票するのを通例と認めるべきであるから、たとえ投票に記載された文字に誤字、脱字があり、または正確さに欠けていたとしても、その記載された文字の全体的考察によって、当該選挙人の意思がいかなる候補者に投票したかを判断し得る限りにおいては、これを当該候補者の有効投票とすることが公職選挙法（以下「法」という。）の根本理念に合致すると解されているところである。

もっとも、投票を有効と判定する場合には合理的な限界があり、投票用紙の公製公給制、単記制、自書主義、立候補制、秘密投票制等の諸原則に違背すれば、その投票は、法第68条の規定に基づき無効としなければならないものである。

このような観点から、当委員会は、前記開披点検の結果及び関係者からの事情聴取結果並びに関係資料について、慎重かつ厳正に審査を行ったところ、次のとおりの結論に達した。

以下、本件申立ての対象となる投票並びに当委員会が摘出した疑問票の投票の効力について順次判断する。

1 申立理由1について

(1) 本件申立ての対象となる投票について

ア 別記1号投票について

開披点検の結果、本件投票は、申立ての対象となる投票1に該当するものであることが確認された。

記載の文字が稚拙であるところから「いいた」と書き、さらに不安になり再度「いいたみのる」と書き直した、あるいは、二重に書きなぞったものと認められ飯田稔の有効投票と解するのが相当である。

イ 別記2号投票について

開披点検の結果、本件投票は、申立ての対象となる投票2に該当するものであることが確認された。

投票の記載の態様などから本件選挙の特定の候補者の氏名を判読すべき合理性、必然性がなく無効投票と解するのが相当である。

ウ 別記3号投票について

開披点検の結果、本件投票は、申立ての対象となる投票3に該当するものであることが確認された。

「ムラノ」と「ノムラ」は字音、語感が極めて類似しているところから、「ムラノ」と記載しようとして誤って「ノムラ」と記載されたものと認められる。

申立人から、村内に野村姓の選挙人が居住しており、知名度の高いところから候補者以外の者に投票したものとして無効である旨の主張がなされているところであるが、立候補制度をとる現行法の下においては、選挙人は候補者中の何人かに投票するのを通例と認めるべきところから、「ムラノ」に投票しようとして「ノムラ」と誤記したものと認め、村野源治の有効投票と解するのが相当である。

エ 別記4号投票について

開披点検の結果、本件投票は、申立ての対象となる投票4に該当するものであることが確認された。

「源治」と記載しようとしたところ、記憶違いにより「~~源~~ 治」と記載したが自信がなく、片仮名で「ゲンシ」とふりがなを付したものと認められる。「シ」は「ジ」の濁点を脱落したものと認められるので、村野源治の有効投票と解するのが相当である。

オ 別記5号投票について

開披点検の結果、本件投票は、申立ての対象となる投票5に該当するものであることが確認された。

片仮名によって「ム」と書きはじめたところ、それを「~~ム~~」によって抹消し、さらに漢字で記載したものと認められ、有意の他事記載ではなく、村野源治の有効投票と解するのが相当である。

カ 別記6号投票について

開披点検の結果、本件投票は、申立ての対象となる投票7に該当するものであることが確認された。

第1字は、漢字の「村」の一部と、片仮名を用いて記載されているものと推測され、文字が稚拙であるところから、全体として「村」を記載しようとしているものと認められ、有意の他事記載には該当しない。第2字は「ラ」又は「ら」、第3字は「の」と認められ、全体として村野源治への投票と判断できるものであり、村野源治の有効投票と解するのが相当である。

キ 別記7号投票について

開披点検の結果、本件投票は、申立ての対象となる投票8に該当するものであることが確認された。

2本線をもって記載されている箇所については、抹消したものと認められる。左側に記載された第1字は「む」の誤記、第2字は「ら」、第3字は「の」、第4字は「ん」、第5字

は「ぢ」と記載したものと認められる。

「げ」については、記載されている他の文字とその大きさ並びに記載された文字の位置関係を比較するに、「むらのんぢ」と記載したところ、「げ」の脱字に気づいて追加記載したものと推測される。

申立人は、反論書のなかで、本件投票については改ざんの疑いがある旨主張しているところであるが、投票が候補者の何人を記載したものであるかは、投票の記載自体について判断すべきものであり誤字はあるものの全体として「むらのげんじ」と記載しようとしたものと認められ、村野源治の有効投票と解するのが相当である。

ク 申立人が主張する本件申立ての対象となる投票6及び9については、投票の開披点検の結果、その存在は確認されなかった。

(2) 当委員会が摘出した疑問票について

ア 別記8号投票について

村委員会提出資料によれば、同村には大字飯出の地名があり飯出投票区内に根本稔なる選挙人が居住している事実が認められ、また、個人を呼称する際に地名と名を一体として呼ぶことが一般的に行われているところではあるが、同人の村内における知名度が高くないこと、及び立候補制度の下での投票の効力決定における法の根本理念に照らせば、「飯出稔」記載の本件投票については、選挙人が候補者飯田稔の氏を誤って記載したものと認められ、飯田稔の有効投票と解するのが相当である。

イ 別記9号投票について

第1字及び第2字については、それぞれ右側に記号状の「3」が記載されているが、他の文字と大きさを比較してみると、「い」と「3」は一体となって一文字を構成しており、漢字の「以」をくずして記載しているものと認められ、飯田稔の有効投票と解するのが相当である。

ウ 別記10号投票について

選挙人が飯田稔の氏名を平仮名で記載しようとしたものであり、第2字は「た」と記載しようとするところ途中で失念あるいは中断したものと認められる。さらに、文字が稚拙であること、脱字が認められることから、字を書ききれない選挙人が全体として「いいだみのる」と記載しようとしたものと認められ、飯田稔の有効投票と解するのが相当である。

エ 別記11号投票について

上2字は「いた」と記載されている。第3字以降は明確に判読することはできないものの、全体として前記10号投票と同理由により、飯田稔の氏名を記載しようとしたものと認められる。

なお、村委員会提出資料によれば、村内に伊多信一なる選挙人が居住している事実が認められるものの、同人の村内における知名度は高くないところから、飯田稔の有効投票と解するのが相当である。

オ 別記12号投票について

投票用紙を逆に使用して候補者の氏「いいだ」と記載したものと認められる。「い」に記された「ゝ」は、文字が稚拙なところから、有意の他事記載ではなく、書き誤りによるものと認められ、飯田稔の有効投票と解するのが相当である。

カ 別記13号投票について

別記12号投票と同様、投票用紙を逆に使用して記載したものであり、下3文字については、誤記があるものの「みのる」と判読することができる。また、上3文字については、投票の記載が極めて幼稚拙劣であり、明確には判読できないものの「イイダ」と記載しようとしたものと認められる。全体として飯田稔の氏名を記載しようとしたものと認められるところから飯田稔の有効投票と解するのが相当である。

キ 別記14号投票について

法第68条第1項第5号にいう他事記載とは、符号、暗号等これらによってその投票をなした選挙人の何人であるかを推知せしめる意識的な記載であると解されるところ、本件投票に付された円圏は、このような秘密投票制の本旨に反するものであり、候補者の氏名のほか、有意に他事を記載したものと認め無効投票と解する。

ク 別記15号投票について

第1字は「村」をくずして記載したもの、第2字は「野」と、第3字及び第4字については直ちに明確に判読はできないものの「源治」を記載しようとしたものと認められ、村野源治の有効投票と解するのが相当である。

ケ 別記16号投票について

「村野村野」と2回記載したものであり他事記載とは認められず、村野源治の有効投票と解するのが相当である。

コ 別記17号投票について

第1字は「村」の記憶違いにより「村」と記載したもの、第2字は「野」と、第3字は正確さには欠けるものの「源」と認められ、「治」は脱字であるが、村野源治の有効投票と解するのが相当である。

サ 別記18号投票について

立候補制度をとる現行法から選挙人は候補者の何人かに投票するのを通例と認める観点からしても、第1字を「むらの」の「む」、または、「みのる」の「み」と書くとして誤ったとは到底認められない。よって無効投票と解するのが相当である。

2 その他の主張について

申立人が主張する、その他の主張(1)、(2)及び(3)については、本件選挙における投票の効力に直接影響を及ぼす事項ではないが、当委員会の調査によれば次の事実が認められる。

- (1) 村委員会が投票の開披点検を実施した際、その途中で点検方法を変更したのは、村委員会により適切な方法によって点検を進めるために協議した結果、途中で点検の方法を改めたもので

あり、村野源治に係る投票の点検が一部、2名の委員によって行われたことをもって、公平を欠き適正な点検行為でないと認めることはできない。

(2) 村委員会が、異議申出に対する決定を行うまでの経過は次のとおりである。

- 2月17日 異議申出書提出
- 2月21日 村委員会開催（異議申出の受理決定）
- 2月28日 投票の開披点検
- 3月1日 村委員会委員による協議検討
- 3月4日 村委員会委員による協議検討
- 3月6日 村委員会開催（決定）

2月28日の開披点検の際、村委員会は抽出した111票の投票をそれぞれ1部複写をし、同日、警察官立会いのもとに封印をした投票の梱包と共に村役場出納室金庫に保管した。

翌3月1日、村委員会委員により協議検討を行うにあたって、前日保管した投票の複写を収入役立会いのもとに出納室金庫から搬出し、検討のための資料として使用したものである。複写した投票については、協議終了後、村委員会書庫に保管しており、各委員が複写した投票を所持した事実は認められない。

3月6日、異議申出に対する決定書を申出人に交付した後、各委員は複写した投票を所持することとなったものであり、決定書が申出人に交付される以前に、複写した投票が特定の選挙人に公開された事実は認められない。

3 結 論

以上のとおり、申立て事項等について審査した結果、村野源治候補の得票数は、2,892票、飯田稔候補の得票数は、別記1号投票の1票を加え、さらに別記14号投票の1票を減じ2,890票となり得票数は異動せず、本件選挙における当選の効力に影響を及ぼすものではない。

したがって、村委員会がなした異議の申出に対する決定は結局、適法なものと認められ、これを取消すべき理由はない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

昭和62年5月7日

茨城県選挙管理委員会
委員長 八 木 下 繁 一

別記 一 号 投 票

候補者氏名	山本 隆夫
-------	-------

別記 二 号 投 票

候補者氏名	山本 隆夫
-------	-------

別記 三 号 投 票

候補者氏名	山本 隆夫
-------	-------

別記 四 号 投 票

候補者氏名	山本 隆夫
-------	-------

別記五号投票

候補者氏名	田村 節
-------	------

別記六号投票

候補者氏名	坂 了 明
-------	-------

別記七号投票

候補者氏名	田村 節子
-------	-------

別記八号投票

候補者氏名	飯出 穂
-------	------

別記九号投票

候補者氏名	いづみ たけのこ
-------	----------

別記十号投票

候補者氏名	いづみ たけのこ
-------	----------

別記十一号投票

候補者氏名	いづみ たけのこ
-------	----------

別記十二号投票

候補者氏名	いづみ たけのこ
-------	----------

別記十三号投票

候補者氏名	山根 隆夫
-------	-------

別記十四号投票

候補者氏名	山根 隆夫
-------	-------

別記十五号投票

候補者氏名	山根 隆夫
-------	-------

別記十六号投票

候補者氏名	山根 隆夫
-------	-------

別記十七号投票

氏名 候補者 氏名	須野 林
-----------------	------

別記十八号投票

氏名 候補者 氏名	① ち
-----------------	-----

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)